

# 総合防除実践ガイドライン <概要>

～「予防・予察」に重点を置いた病害虫・雑草管理のメリットを明確化することによる現場への浸透～

## 病害虫・雑草防除の現状及び課題

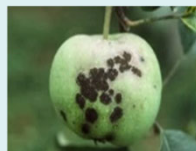
### ◆温暖化等の気候変動



(例) 果樹カメムシ類(左)、  
イネカメムシ(右)

- 発生量増加、分布域拡大、発生時期の早期化及び終息時期の遅延への対応が必要

### ◆薬剤抵抗性の発達



(例) DMI剤耐性リンゴ黒星病(左)、  
ストレプトマイシン耐性モモせん孔細菌病(右)

- 生産現場で使用可能な農薬の組合せや防除体系の見直し、多様な防除措置の実践が必要

### ◆農業構造の転換

|            | 2020年 | 2030年(すう勢) |
|------------|-------|------------|
| 総経営体数      | 108万  | 54万        |
| うち         |       |            |
| 法人等団体      | 4万    | 5万         |
| 主業経営体      | 23万   | 11万        |
| 準主業・副業的経営体 | 81万   | 38万        |

(例) 農業経営体数、経営面積のすう勢(主な耕種農業での試算)

- 農業者の減少・高齢化、経営規模の拡大等に対応する防除の在り方の検討が必要

## 総合防除実践の必要性及び目的

- 病害虫・雑草への対応が年々難しくなる中で、**病害虫・雑草が発生及び増加しづらい生産環境を整え、持続的かつ効果的な防除を適時適切に実施し、病害虫・雑草のまん延防止及び農作物への損害の発生を軽減することが必要。**
- 農業生産活動において、防除を効率的かつ効果的に行うため総合防除の実践が基本かつ不可欠なもの**として、全ての関係者の意識を高め、地域の実情に応じた防除体系への転換を図る。
- 食料の安定的な供給が確保されるよう、**農業生産の増大及び農業の持続的な発展**を図る。

## 基本的な実践体系及び具体的方向性

### 【予防の段階】

#### 予防に関する措置の実施

病害虫・雑草が発生及び増加しにくい生産条件の整備

- 土づくり(堆肥、緑肥の活用)、適正な施肥管理
- 排水性改善、施設内環境の適正管理
- 作物残渣など病害虫の発生源の除去
- 健全種苗の使用、抵抗性品種の導入
- 輪作・間作・混作
- 防虫ネットや粘着板の設置
- 土壌や培地の消毒
- 土着天敵の温存
- 化学農薬の使用(育苗箱処理剤、種子処理など)等

### 【判断の段階】

#### 判断

発生状況等に基づく防除措置の要否、その方法及びタイミングの適切な判断

- 気象情報、過去の発生動向等の把握
- ほ場の見回り、発生予察情報の活用等による、病害虫・雑草や土着天敵の発生状況の把握
- 防除に関する措置の要否の判断
- 利用可能な選択肢の中から、適切な方法の合理的な組合せの検討
- 防除に関する措置の実施時期の判断等

### 【防除の段階】

#### 防除に関する措置の実施

多様な防除方法を活用した防除

- <発生源に対する物理的防除>
  - 病害虫の発生部位、発生株、被害果、落葉等の除去
  - 機械除草、中耕等
- <多様な防除資材の活用>
  - 防虫ネット、天敵、微生物防除資材等
- <適切な使用方法による防除>
  - 適時適切な化学農薬の使用
  - ドローン等を活用したピンポイント防除
  - 飛散防止ノズルの使用等

- 3つの段階**を組み合わせ、各段階で**利用可能な選択肢の中から、経済性を考慮しつつ、最も合理的な組み合わせ**となるよう**適時に適切な方法を選択・実施**(必ずしも一方的なものではない)。

### 防除指導者及び地域リーダーの育成・伴走支援体制の整備

- 防除指導者の育成等
- 農業支援サービス事業者の育成活用
- リーダー的農業者の育成
- 伴走支援体制等の構築

### 都道府県間の連携及び地域全体での総合防除の実践

- 地域単位での発生状況等の把握
- 都道府県域を超えた発生情報の適時共有体制の強化
- 広域型総合防除体制の検討

### メリットの明確化

- 薬剤抵抗性の管理及び対応
- 防除の効率化・省力化・コスト削減
- 産地ニーズに対応した安定生産等

### 農業構造転換の方向性を踏まえた新たな技術開発等

- 効果的・低コスト・省力的かつ持続的な総合防除の実践に資する技術開発(生産力の向上と持続性の両立)

### 農業者による「予防」・「予察」の意識的実践の促進

## 総合防除実践指標

【食料・農業・農村基本計画KPI(2030年度)】：総合防除実践指標策定数、470件

- 総合防除に関する**理解を促し**、その**考え方及び実践に必要な内容を正しく生産現場に反映**させることができるよう、また、総合防除を実践する農業者自身又は防除指導や伴走支援に携わる関係者が、**自らの実践状況や地域での普及状況の確認及び点検を継続的に行うことができるよう、予防・判断・防除に係る具体的な取組内容を示す総合防除実践指標の策定**(都道府県等)を推進

### 総合防除実践指標モデルの充実

主要作物別\*に総合防除実践指標モデルを作成(国)

\*：水稻、りんご、施設トマト、施設いちご、大豆、茶等

指導者を活用しつつ、農業者へ、よりわかりやすく、使いやすい形で総合防除を普及

# 総合防除実践ガイドライン <ポイント>

～「予防・予察」に重点を置いた病害虫・雑草管理のメリットを明確化することによる現場への浸透～

生産現場における総合防除の実践の必要性及び目的、基本的な考え方及び実践体系、総合防除の実践がもたらすメリット、総合防除の推進に向けた具体的方向性等について位置づけ。

## 第1 ガイドラインの活用

- ・国及び都道府県は、植物防疫法、総合防除基本指針及び総合防除計画並びに本ガイドラインを一体的に運用し、総合防除の普及・推進に必要な施策の展開や体制整備等を図る。
- ・農業者団体、関係団体、民間事業者等は、推進に向けた具体的方向性等を把握し、地域の課題解決に資する研究開発及び産地実証等、個々の役割に基づき、必要な体制の構築及び強化に努める。
- ・指導者や農業者等による総合防除実践指標の活用を推進。

## 第2 総合防除の実践の基本的な考え方

### 1 総合防除の実践の必要性及び目的

気候変動の影響等により難化する病害虫・雑草の防除に対応し、農業生産の増大及び農業の持続的な発展の実現を通じた食料の安定的な供給確保を図る。

### 2 基本的な考え方

「予防・予察」に重点を置き、利用可能な全ての選択肢を慎重に検討し、経済性の考慮の下、生態系が有する抑制機能も活用しつつ、適切な措置を総合的に講じる。

### 3 総合防除の基本的な実践体系

「予防」・「判断」・「防除」の3つの段階を組み合わせ1つの体系とし、各段階で最も合理的な方法を選択及び実施。

### 4 求められる方向性

総合防除の実践は防除を効率的かつ効果的に行うため不可欠なもの。指導者等を活用し、農業者への普及を進める。

### 5 留意事項

地域の実情に応じた普及・推進体制の整備等に努める。

## 第3 総合防除の実践

### 1 総合防除の実践がもたらすメリット

薬剤抵抗性管理、省力化・コスト削減、環境負荷低減等の各メリットに応じた、関係者一体となった取組推進が重要。

### 2 「予防・予察」の重点化

予防に関する措置の重要性及び必要性の意識付け、発生予察情報等による予察に係る体制構築及び強化を図る。

### 3 総合防除の実践における農薬使用の考え方

化学農薬を組み合わせた総合防除の実践も効果的となる。

### 4 総合防除の普及・推進体制

指導者や伴走支援体制の整備、広域総合防除体制、新たな技術開発等を基に、総合防除の普及・推進を図る。

## 第4 総合防除実践指標の策定

### 1 総合防除実践指標について

考え方及び実践に必要な内容を現場に反映させ、実践状況等の確認や点検を行うことができるよう、指標策定を推進。

### 2 総合防除実践指標モデル

国は、主要作物別に総合防除実践指標モデルの充実を図る。

### 3 総合防除実践指標に基づく総合防除の具体的な推進方策

関係者の意識向上や防除指導等への利活用を図ることにより、総合防除を実践する農業者及び地域を育成。

## 第5 ガイドラインの見直し

最新の科学的知見、利用可能な技術の発展、国内での病害虫等の発生状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを実施。

# IPM実践指針見直しのポイント

## 総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針

### 趣旨

農業生産活動に伴う環境への負荷の低減を図り、環境保全を重視した病害虫・雑草防除（IPM）の推進を図る。



## 総合防除実践ガイドライン

改正植物防疫法（以下「法」という。）及び改正食料・農業・農村基本法等をはじめとして、様々な情勢の変化に対応した病害虫・雑草防除の姿として、総合防除の実践や、広域防除体制の整備等の推進を図る。

### IPM/総合防除の実践目的

人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減あるいは最小限にし、農業全体を環境保全を重視したものに転換することにより、消費者に支持される食料供給を実現する。

（メリット）経済的に受け入れ可能なコストにより、安全で消費者に信頼される農産物の安定生産を確保。



防除が困難な病害虫・雑草の増加に対応し、植物防疫法の目的である農業生産の安全及び助長を図り、農業の持続的な発展を通じて食料の安定的な供給を実現する。

（メリット）農薬だけに依存した対処的な防除から、中長期的に見て、効果的、低コスト、省力的かつ持続的な生産体系の導入。薬剤抵抗性の管理等に寄与。

### 推進を図るために示す内容

・「予防的措置」・「判断」・「防除」の3点からなるIPMの体系図を明示。

・都道府県にIPM実践指標の策定を推奨。農業者が目標設定、取組の確認及び評価に活用する管理ツールとして、必要性及び活用方策等を整理。



・体系図と共に、「予防・予察」に重点を置くために、具体的に農業者が実践すべき措置を例示。発生予察情報の活用、農業支援サービス事業者等を活用した伴走支援や広域防除の推進。

・都道府県等に総合防除実践指標の策定を推奨。農業者が活用する管理ツールのみならず、防除指導者が活用する指導ツールとして必要性や活用方策等を整理。